

請願・陳情參考資料

平成28年2月24日

商工労働部

陳 情 (新規)

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年 - 2 (H28. 2. 1)	商 工 労 働	<p>いわゆる「ブラック企業」の根絶に向けた取組の推進について</p> <p>足羽 佑太 (倉吉市)</p>	<p>【雇用問題の相談窓口の設置・拡充など、若者への就労支援体制を拡充することについて】</p> <p>〔国の取組〕 ○長時労働に係る労働基準法違反の防止を徹底的し、影業にも労働に支障を及ぼさないよう、労働者に優しい職場環境を整え、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保する。また、労働者の権利を保護し、労働条件の改善を図る。この取組は、平成27年5月18日より実施。</p> <p>○青少年の雇用促進等に関する法律に違反する行為を厳しく取り締まり、労働者の権利を保護する。また、労働者の健康を確保し、長時間労働を抑制し、労働者の権利を保護する。この取組は、平成28年3月1日より実施。</p> <p>〔県の取組〕 ○鳥取県労働委員会が、労働相談所（労働相談員）を設置し、労働相談員を養成し、労働相談員が労働相談員として活動する。また、労働者の健康を確保し、長時間労働を抑制し、労働者の権利を保護する。この取組は、平成26年度に開始し、平成27年度に労働相談員を養成し、労働相談員が労働相談員として活動する。相談件数は、平成27年度に2,473件（うち労働条件に関する相談が1,209件）であった。</p> <p>○鳥取県労働委員会が、労働相談所（労働相談員）を設置し、労働相談員を養成し、労働相談員が労働相談員として活動する。また、労働者の健康を確保し、長時間労働を抑制し、労働者の権利を保護する。この取組は、平成26年度に開始し、平成27年度に労働相談員を養成し、労働相談員が労働相談員として活動する。相談件数は、平成27年度に230件、個別労働関係紛争あわせ件数は32件であった。</p> <p>○若者の就業支援を促進するため、「若者仕事ぶらざ」を県内で実施し、若者の就業支援を促進する。また、労働者の健康を確保し、長時間労働を抑制し、労働者の権利を保護する。この取組は、平成27年度に開始し、平成28年度に労働相談員を養成し、労働相談員が労働相談員として活動する。相談件数は、平成28年度に230件、個別労働関係紛争あわせ件数は32件であった。</p>

			<p>職業意識の形成や職業人としての基礎的能力の取得を支援している。</p> <p>※平成26年度「若者仕事ぶらざ」就業支援実績</p> <p>新規求職者数 - 2,746人</p> <p>就職決定数 - 2,157人</p> <p>就職率 - 78.6%</p>
--	--	--	--

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
28年 - 5 (H28. 2. 5)	商 工 労 働	<p>最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県労働組合総連合 議長 田中 暁 (鳥取市西品治806)</p>	<p>【最低賃金制度について】 ○最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。</p> <p>[最低賃金の決定] 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を参考にしながら審議され、「労働者の生計費」「労働者の賃金」「通常の事業の賃金支払い能力」の3要素を考慮して決定。なお、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局に置かれ、この審議を経て都道府県労働局長が決定。</p> <p>[現在の最低賃金(時間額)] ・鳥取県 693円 (H27.10.4~) ・最高 907円 (東京都) ・最低 693円 (鳥取県、高知県、宮崎県、沖縄県) ・平均 798円</p> <p>【中小企業への支援策について】 ○国の平成27年度補正予算及び平成28年度予算案において、「中小企業の生産性向上」「TPPを活用した中小企業の海外展開」「小規模事業者の持続的発展」「地域経済の活性化・新陳代謝の促進」及び「事業環境の整備」等を柱とする中小企業・小規模事業者関係予算を計上している。</p> <p>〈総額〉 平成27年度補正予算等 2,376億円 (3,013億円) 平成28年度予算 1,825億円 (1,856億円) 計 4,201億円 (4,869億円)</p> <p>〈主な施策〉 ・ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 1,020億円</p>

- ・戦略的展開事業 139億円
- ・海外展覧事業 94億円
- ・小規模事業者支援等 151億円
- ・よききめ細かき消費税 118億円
- ・消費税率軽減等 966億円
- ・導入準備支援 1,165億円

(参考：平成26年度補正)

- ・原材料コスト対策等の資金繰り支援 ▲1,380億円

〈県の主な中小・小規模事業者支援施策〉

- 27年度2月臨時補正
 - ・海外展開サポート体制強化事業 55百万円
- 28年度当初予算
 - ・鳥取県版経営革新総合支援事業 1,522百万円
 - ・商圏拡大需要獲得支援事業 36百万円
 - ・中小企業戦略調査・研究開発支援事業 53百万円
 - ・鳥取県産業雇用創出プロジェクト事業 290百万円
 - ・県制度金融（新規分融資枠500億円）

【社会保険制度・税減免について】

- 労働者及び生活介護、障害者雇用の雇用保険料を負担する。時に健康保険等があり、現物年金は、現年

[現在の保険料率]

- ・健康保険 9.96% (労使折半)
- ・年金保険 17.828% (労使折半)
- ・介護保険 1.58% (労使折半)
- ・雇用保険 1.35%
- ・労災保険 0.30% (事業主負担)
- （労働者負担：0.5% 事業主負担：0.85%）

- 平成28年度税制改正で、中小企業が30万円未満の固定資産を新設する場合は、取得価額の30%を減額する。

			<p>【下請取引適正化等について】 下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を目的として、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（以下「下請法」という。）が設けられ、国（公正取引委員会及び中小企業庁）において以下のとおり運用されているところ。</p> <p>〔国の取組〕（平成26年度実績） (1) 勧告等の状況 ① 下請法違反行為に対する勧告・指導状況 ・ 勧告は7件、指導は5,461件（過去最多） ② 下請代金の減額分の返還及び下請代金の支払遅延利息の支払状況 ・ 減額分について親事業者209社が下請業者4,142名に約8億7,120万円を返還</p> <p>(2) その他の主な取組状況 <下請取引適正化推進月間（11月）> ① 下請取引適正化推進講習会開催 ② シンポジウム・セミナー ③ 業界団体に対する要請活動 等 <その他> ④ 優越的地位の濫用規制に関する実態調査、書面調査（親事業者38,982名、下請事業者213,690名） ⑤ 下請法基礎講習会、下請法応用講習会、業種別講習会</p> <p>〔県の取組〕（平成26年度実績） ○ (公財)鳥取県産業振興機構において、中小事業者の取引上の悩みに関する相談・アドバイスを行う「下請かけこみ寺」を設置。 ○ 平成26年度の下請取引適正化に関する相談の受付実績は2件であった。</p>
--	--	--	--